

評価書における適用農作物等の記載について

評価書に記載する適用農作物等については当該農薬の登録（申請）内容に基づき、以下に示す基本ルールに則って記載する。

（基本ルール）

1. 「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6281 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）の別紙表 1 及び 2（以下、「別表」という。）の大作物群又は大グループ名の「類」を除いた記載を基本とする。
2. 適用農作物等の記載順は「稲、穀類、果樹、野菜、きのこ、飼料作物、花き、樹木、芝」とする。
3. 茶、桑等の大作物群又は大グループに属していないもの及び水田作物等の別表に記載のないものについては、適用農作物等の最後に「等」を記載する。
4. 水域 PEC、水濁 PEC、鳥類予測ばく露量及び野生ハナバチ類予測ばく露量の算出根拠となる適用農作物等は、個別の作物名を記載する。
5. 1. から 4. によらない場合には、下記例外の記載例を始め、評価書読者の誤解がないよう記載する。

（例）小麦、りんご、樹木等に登録がある場合

小麦の大作物群名は穀類であるので「穀類」、りんごの大作物群名は果樹類であるので「果樹」、樹木等は別表に記載がないので「等」となり、評価書には「穀類、果樹等」と記載する。

（例外 1）「稲」（移植水稻、直播水稻、箱処理等を含む）に登録がある場合

評価書には「稲」と記載する。また、陸稲に登録があり水田使用時の PEC について算出する必要がない場合等には「陸稲」と記載する。

（例外 2）大グループ「花き類・観葉植物」又は「花き類・観葉植物」に属している作物に登録がある場合

大グループ名は「花き類・観葉植物」であるが、評価書には「花き」と記載する。

（例外 3）基本ルールに従って適用農作物等を表記すると「樹木等」となる場合

原則「樹木等」とならないように評価書に記載する。

（例 1）茶、ゆり、さくらに登録がある場合

茶は大作物群には属していないので「等」、ゆりの大グループ名は花き類・観葉植物であるので「花き」、さくらの大グループ名は樹木類であるので「樹木」であり、基本ルールでは「花き、樹木等」となるが、花きと樹木の順番を逆にして「樹木、花き等」と記載する。

(例2) 茶、さくらに登録がある場合

茶は大グループには属していないので「等」、さくらの大グループ名は樹木類であるので「樹木」であり、基本ルールでは「樹木等」となるが、「樹木、茶」と記載する。

(例3) さくら、樹木等に登録がある場合

さくらの大グループ名は樹木類であるので「樹木」、樹木等は別表に記載がないので「等」であり、基本ルールでは「樹木等」となるが、「樹木等、樹木」と記載する。

(例外4) 大グループに属していないもの又は別表に記載のないもののみの登録がある場合

評価書には登録されている作物名を記載し、「樹木等」以外に記載できない場合は「樹木等」と記載する。

(例1) 茶のみに登録がある場合

茶は大作物群には属していないので「等」となるが、評価書には登録されている作物名の「茶」と記載する。

(例2) 樹木等のみに登録がある場合

樹木等は別表に記載はないので「等」となるが、評価書には登録されている作物名の「樹木等」と記載する。

(例3) 茶、樹木等に登録がある場合

茶は大作物群には属していないので「等」、樹木等は別表に記載がないので「等」であるが、「樹木等、茶」と記載する。

(例外5) 水系作物を含む作物群の登録があり、PEC 算定で水系作物として扱う場合（適用作物から水系作物への使用を制限する注意事項が付されていない場合）

基本ルール等に従った記載の後ろに括弧書きで「水系作物を含む」と記載する。なお、水系作物を含む作物群の登録があるが、PEC 算定で水系作物として扱わない場合（適用作物から水系作物への使用を制限する注意事項が付されている場合）は基本ルールに従った記載のみとする。

(例1) 花き類・観葉植物の登録があり、PEC 算定で水系作物として扱う場合

「花き（水系作物を含む）」と記載する。

(例2) なばな類の登録があり、PEC 算定で水系作物として扱う場合

「野菜（水系作物を含む）」と記載する。

(例3) 花き類・観葉植物の登録があり、PEC 算定で水系作物として扱わない場合

基本ルール等に従って「花き」と記載する。